

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針第2の1(2)に基づくスケジュール

令和8年10月
府省等名 最高裁判所

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(以下「取組指針」という。)第2の1(2)に定めるスケジュールは以下のとおりとする。

本取組の対象事業については、以下のスケジュールにより、取組指針第2に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を全面導入する。

(1) 令和8年度の実施

評価項目設定事業	取組内容	参考(令和7年度実績等)
すべての取組対象調達	令和8年度に全面導入	約0.84億円

(2) 令和9年度以降の実施(令和8年度中に全面的な実施が困難な事情がある場合)

① 令和9年度

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和7年度実績等)

② 令和10年度以降

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和7年度実績等)

(参 考) 取組指針対象想定事業規模見込(令和7年度実績)

	金額(億円)	件数(件)
【府省等名／法人名】における公共調達総額	653.2	1,626
取組指針対象想定事業規模	165.1	50
総合評価落札方式による事業	164.9	45
随意契約のうち企画競争等による事業	0.3	5

※取組指針対象想定事業規模見込については、令和7年度実績を参考として記載したものであり、実際の事業規模は各年度の予算や執行等の状況によるものである。

※なお、このスケジュールについては、状況変化等を踏まえ見直す場合がある。

※ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書に該当する環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業(令和7年度実績)	約0.18億円
--	---------